

福井県の下水道



写真：三方五湖

福井県土木部河川課
下水道整備・管理グループ
(令和5年度版)

目 次

1.	下水道の役割	1
2.	下水道のしくみ	2
3.	下水道の種類	4
4.	下水道事業の状況	6
5.	福井県内の主な下水道事業	9
6.	九頭竜川流域下水道事業	13
7.	下水道計画	15
8.	災害対応力の強化	16
9.	下水道PR活動	19
10.	資料	24
	(1) 県内市町別の汚水処理人口・下水道処理人口普及率（令和4年度末）	24
	(2) 福井県の下水汚泥リサイクル率（令和4年度末）	27
	(3) 福井県内の下水道事業の概要 （公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道）	28
	(4) 福井県における下水道の歴史	30



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

1. 下水道の役割

下水道は、以下の4つの役割によって水環境に大きく貢献しております。

①. 生活環境の改善

汚水を速やかに排除することで、悪臭や、蚊・ハエの発生を防ぎます。
水洗トイレが使えるようになり、衛生的で快適な生活が営めます。

②. 雨水の排除（浸水の防除）

雨水を速やかに排除することで、生命や財産を守ります。

③. 公共用水域の水質保全

汚水を処理することで、河川や海の水質を保全します。

④. 資源の有効利用

汚水の処理によって発生する下水汚泥等の資源・エネルギーを有効利用し、省エネルギー・リサイクル社会の実現をすすめます。



① 生活環境の改善



③ 公共用水域の水質保全



② 雨水の排除（浸水の防除）



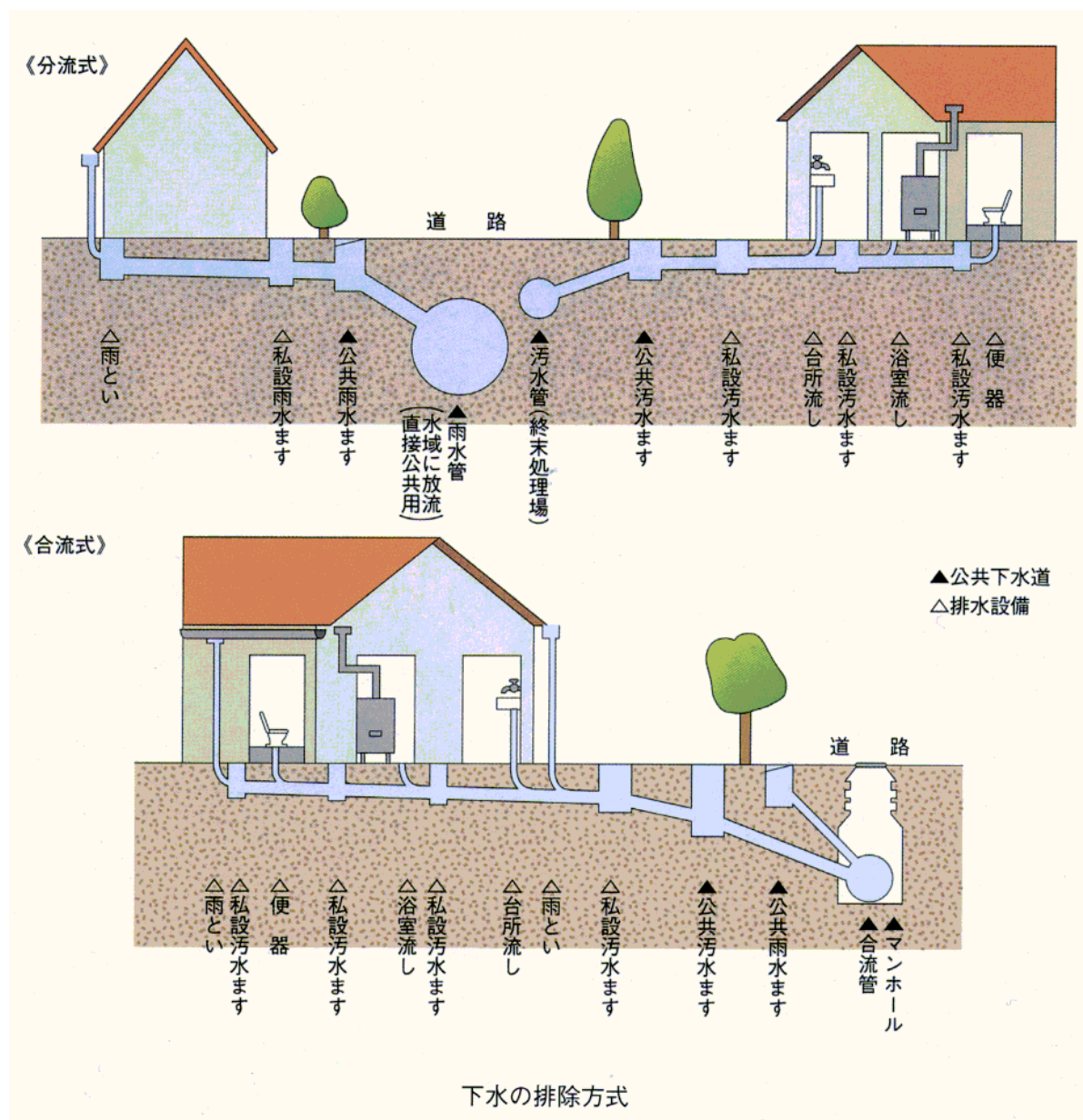
④ 資源の有効利用

2. 下水道のしくみ

下水道施設は、管路施設（管きよ、マンホールなど）ポンプ場、処理場から構成されています。一般家庭、工場、事業所から排水される汚水は、各家庭や工場に設けられている排水設備から汚水まずに流れ込み、汚水管を通じて処理場へ流入し、処理された後、公共用水域に放流されます。

(1) 管きよ

下水の排除方式は、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式と汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する合流式があります。近年の下水道では、公共用水域の水質保全における下水道の役割が重視されるようになり、分流式を採用しており、既存の合流式においては改善事業を実施しました。



(2) ポンプ場

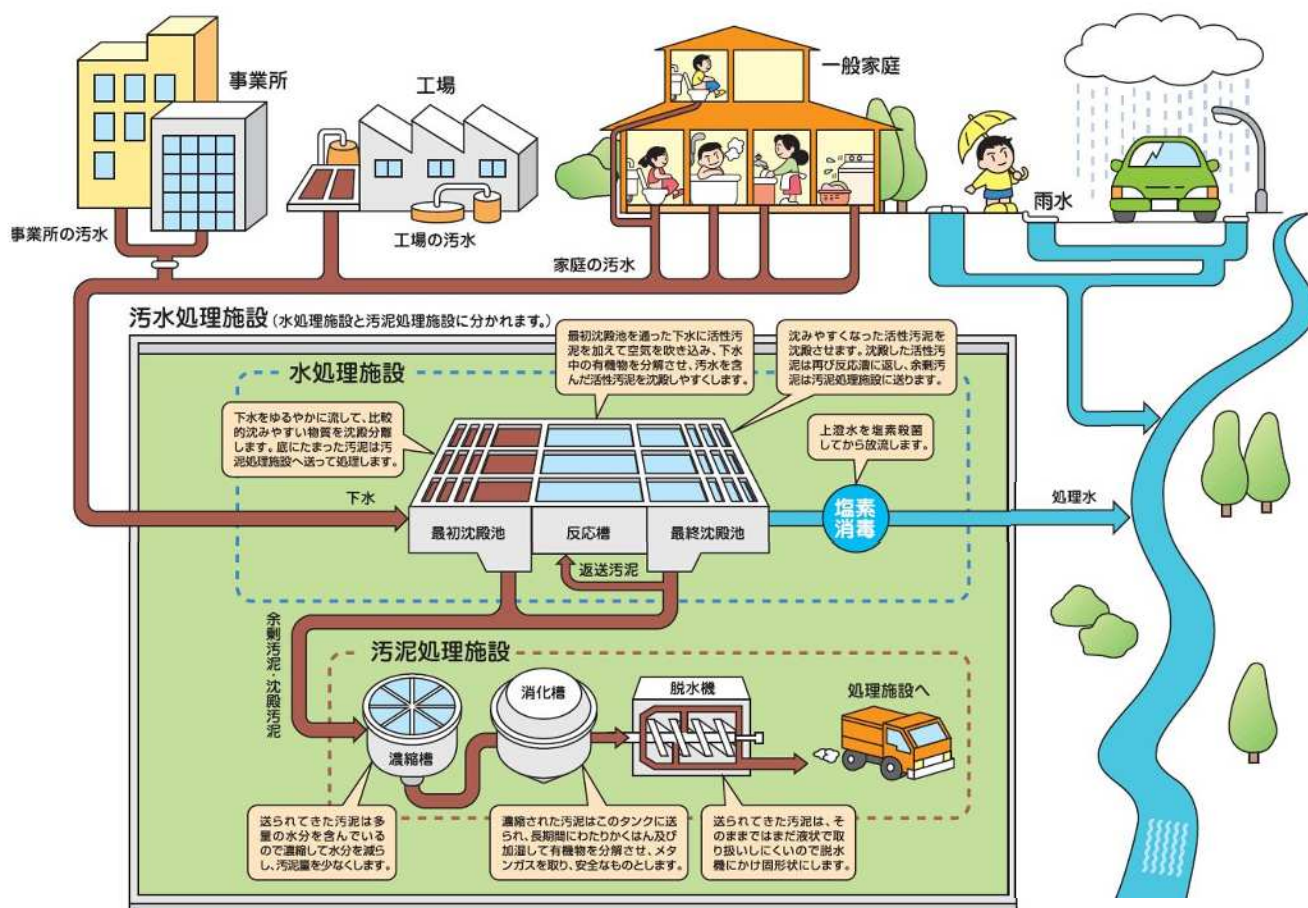
管きよは、原則的に自然流下により下水を集め運搬するよう勾配がつけられているため、一般的に下流になるほど深く埋設されます。

管きよの埋設深さがある程度以上深くなると費用および管理の面から不利になるため、ポンプ場を設置して下水を汲み上げ、管きよの埋設深さを浅くします。

(3) 終末処理場（浄化センター）

終末（污水）処理場は、水処理施設と汚泥処理施設に分かれており、個々の処理施設の組み合わせとその配列は、それぞれの処理場の置かれている諸状況を考慮して決定しています。

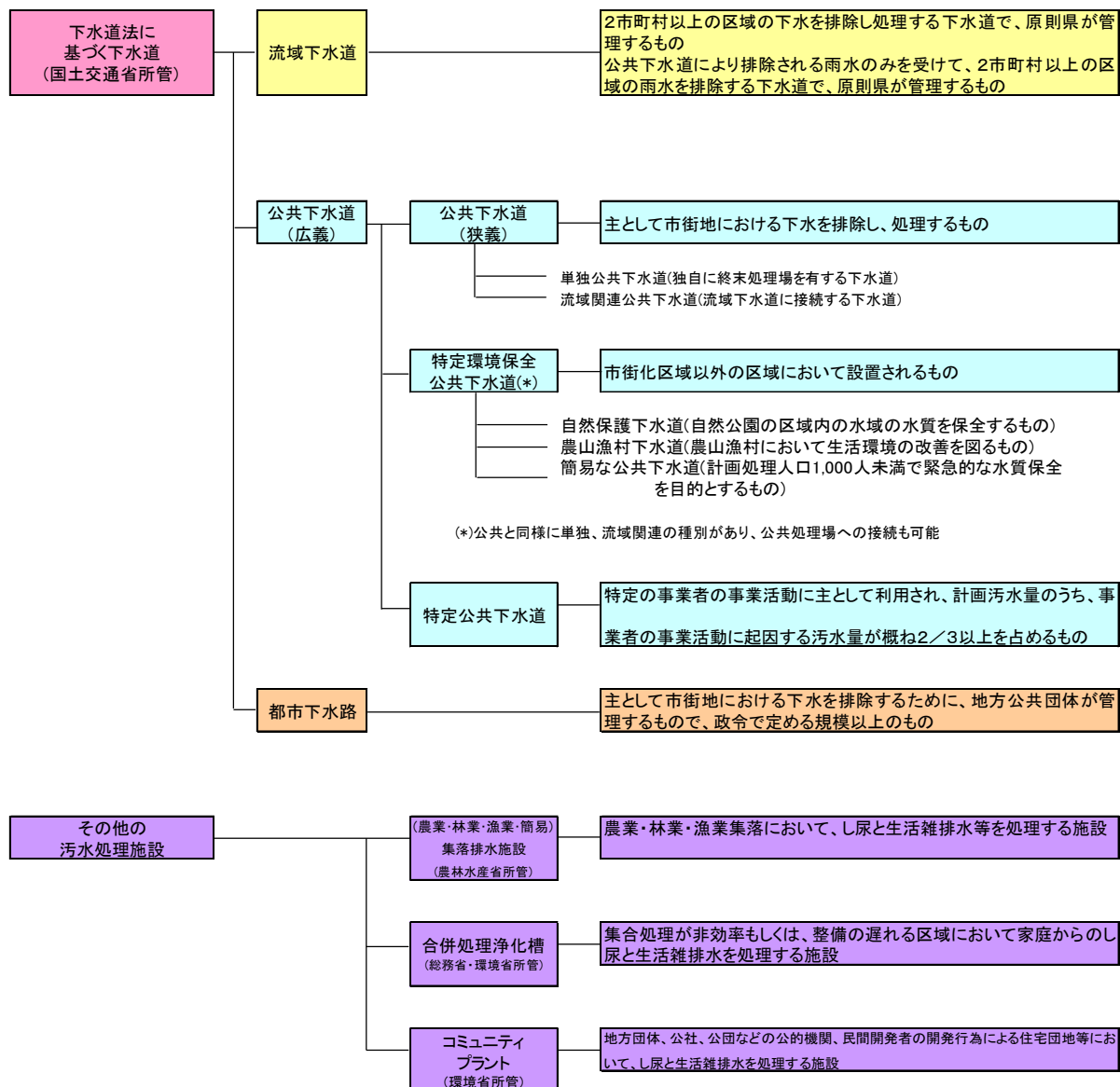
日本の污水処理施設はほとんど生物処理法であり、生物処理法は浮遊生物法と固着生物法（生物膜法）に分けられ、下水処理場の多くは標準活性汚泥法を採用しています。



終末処理施設（標準活性汚泥法）

3. 下水道の種類

一般に下水道と呼ばれているものは整備対象とする区域ごとに目的や事業規模が異なり、以下のように「下水道法に基づく下水道」と「その他の汚水処理施設」に区分されます。



4. 下水道事業の状況

本県の下水道整備は、県内17市町全てで下水道計画を持っており、九頭竜川流域下水道事業（県）のほか、9市4町1事務組合で公共下水道事業（流域下水道関連を含む）、3市6町で特定環境保全公共下水道事業（公共下水道事業関連を含む）を実施しています。

また、9市8町1事務組合全てで供用を開始していますが、令和4年度末の下水道処理人口普及率は83.0%となっており、今後も県と市町との連携を密にして、整備を推進していきます。

（1）流域下水道

本県では、竹田川流域（九頭竜川支川）における、関係市（福井市の一部、あわら市、坂井市）の広域圏行政の一環として九頭竜川流域下水道事業を計画し、昭和52年（1977年）から事業に着手、昭和57年（1982年）7月に坂井市（旧三国町）で供用を開始しました。その後順次供用を開始し、平成元年（1989年）からは全市で処理を行っています。

また、平成8年度（1996年）からは、汚濁（富栄養化）の進む北潟湖の水質保全を目的とし、北潟湖流域を編入しました。

（2）公共下水道

本県では、9市4町1事務組合で公共下水道事業（流域関連を含む）を実施しており、すべての市町、事務組合で供用を開始しています。

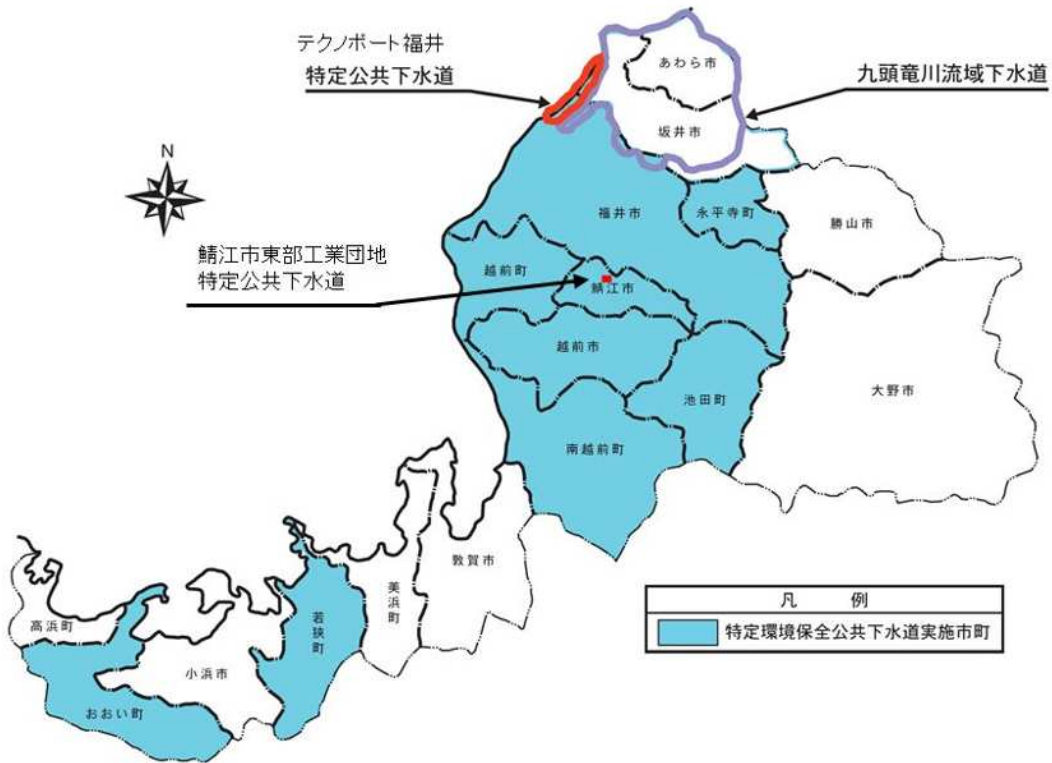
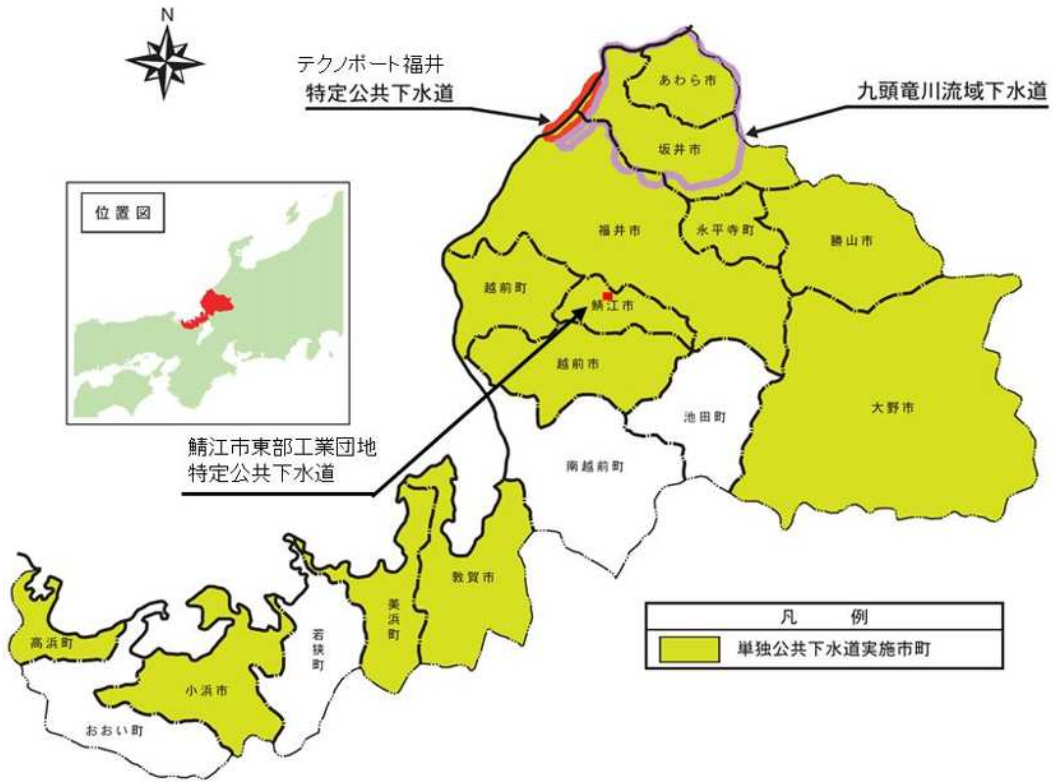
（3）特定環境保全公共下水道

本県では、3市6町で特定環境保全公共下水道事業（公共関連を含む）を実施しており、すべての市町で供用を開始しています。

（4）特定公共下水道

本県では、福井臨海工業地帯（テクノポート福井）の工場排水処理を目的として、昭和48年（1973年）に福井臨海特定公共下水道を計画し、平成4年（1992年）度より福井県企業庁（現 産業労働部公営企業課）においてテクノポート福井造成事業の一環として事業を行い、平成5年（1993年）12月から供用を開始しています。

また、鯖江市においても昭和49年（1974年）10月から供用を開始しています。



下水道実施状況図

市町等の公共下水道整備状況

市町等名	公共下水道		特定環境保全公共下水道		特定公共下水道	備考
	単独	流域関連	単独	公共関連		
福井市	●	●	●			
敦賀市	●					
小浜市	●					
大野市	●					
勝山市	●					
鯖江市	●			●	●	
あわら市		●				
越前市	●			●		
坂井市	● (五領川事務組合含む)	●				
永平寺町	● (五領川事務組合含む)		●			
池田町			●			
南越前町			●			
越前町	●		●	●		
美浜町	●					
高浜町	●					
おおい町			●			
若狭町			●			
五領川公共下水道事務組合	● (坂井市、永平寺町)					
テクノポート福井					● (福井市、坂井市)	
合計	14		9		2	

●供用中

※合計の欄の数値は、市町及び事務組合の数を示す。

5. 福井県内の主な下水道事業

1) 生活環境の改善・公共用水域の水質保全

(1) 未普及対策の推進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、下水道の整備を進めています。

※普及率等の状況は、P24～P26 参照



管敷設工事【あわら市】

(2) 老朽化対策の推進

故障によるトラブルを未然に防ぐため、ストックマネジメント計画に基づく、点検・調査、改築を実施しています。

※ストックマネジメント計画（県内全自治体がストックマネジメント計画を策定済み）とは、下水道施設全体の施設管理を最適化することを目標に、今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位をつけたうえで、施設の点検・調査、改築計画を同時に定めたものです。

(3) 地震・災害対策の推進

大規模な地震に備え、ポンプ場・処理場・管路施設の耐震化工事を実施しています。また、下水道BCP（災害時に下水道機能の継続・早期回復を図るための計画）を策定し、被害の最小化を図る「減災対策」に取り組んでいます。



金津幹線耐震補強工事【九頭竜川流域下水道】



汚泥消化タンク耐震補強工事【九頭竜川流域下水道】

(4) 広域化・共同化の推進

効率的な下水道事業の運営を図るため、汚水処理施設の統廃合（下水道同士だけでなく、農業集落排水等も含む）の推進や、市町の枠を超えた共同化の検討を進めています。

県内すべての自治体を取りまとめた「福井県汚水処理広域化・共同化計画」を、令和5年3月に策定しました。 ※福井県 HP 参照 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/g-osui/001.html>



家久浄化センター汚泥前処理施設建設工事【越前市】
(し尿と下水汚泥を共同処理)

(5) 水質改善の推進

湖沼・海域等の公共用水域の水質環境基準を達成・維持するため、窒素やリンといった富栄養化の原因物質等を多量かつ確実に除去できる高度な処理方法により、必要な放流水質を確保しています。

本県では、閉鎖性水域の水質保全を図るため敦賀市（敦賀湾の水質保全）と若狭町（旧三方町）（三方五湖の水質保全）と高浜町（若狭湾東部海域の水質保全）において高度処理を実施しています。テクノポート福井（日本海の水質保全）では、工場排水の難分解性COD対策を行っています。

2) 雨水の排除（浸水の防除）

(1) 浸水対策の推進

近年、多発する集中豪雨に対応するため、雨水を排除するポンプ能力の向上や、雨水管きよの整備を推進しています。

また、減災対策として、流域治水の取組みや耐水化対策、内水ハザードマップの作成を推進しています。



加茂河原ポンプ場更新工事【福井市】



雨水管きよ（開削）整備工事【敦賀市】

3) 資源の有効利用

(1) 資源利用の推進

下水汚泥は、肥料やバイオガス（消化ガス）、汚泥燃料等の多様な資源として活用できる「日本産資源」です。福井県内では肥料（コンポスト）やセメント原料、建設資材等としてリサイクルしています。※リサイクル率は、P27 参照

6. 九頭竜川流域下水道事業

1 概要

九頭竜川流域下水道事業は、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的に、福井市の一部（森田地区他）、あわら市および坂井市を処理区域として昭和52年（1977年）度から事業に着手し、昭和57年（1982年）度から一部供用を開始しています。現在は、老朽化が進んだ施設の改築や地震対策を行っています。また、関係市において下水道の整備を進めており、流域下水道としての令和4年（2022年）度末の下水道処理人口普及率は98.9%となっています。

2 計画および整備状況

計画目標年次	全体計画	整備状況
	令和12年（2030年）	令和4年（2022年）度末
関係市名（供用開始年）	福井市（S62.6） あわら市 旧芦原町（S59.7） 旧金津町（S60.10） 坂井市 旧三国町（S57.7） 旧春江町（S62.4） 旧丸岡町（H1.4） 旧坂井町（H1.4）	同 左
□は処理場所在地		
処理面積	5,464ha	4,635ha
処理人口	124,530人	131,517人
計画汚水量	74,429m ³ /日最大	76,200m ³ /日最大 (現有処理能力)
管渠延長	73.9km	73.9km
中継ポンプ場	6箇所 (竹田川、兵庫川、片川 芦原、春江、北湯)	同 左
接続点数	32箇所	同 左
処理場敷地面積	14ha	同 左
処理方法	標準活性汚泥法	同 左
放流先（環境基準値）	一級河川九頭竜川（B-I）	同 左



九頭竜川浄化センター 主要施設配置図

① 場内ポンプ場	⑥ 汚泥処理棟	⑪ 放流ポンプ棟
② 分配槽	⑦ 汚泥濃縮タンク	⑫ 消化ガス発電機
③ 管理本館	⑧ 汚泥濃縮棟	
④ 水処理棟	⑨ 消化タンク	
⑤ 滅菌・砂ろ過棟	⑩ ガスタンク	



管渠施設（幹線）

①	北部幹線	⑤	金津幹線	⑨	北部圧送幹線
②	南部幹線	⑥	春江幹線	⑩	南部圧送幹線
③	坂井幹線	⑦	丸岡幹線	⑪	北潟幹線
④	芦原幹線	⑧	西部幹線		

7. 下水道計画

計画・構想の状況

流域別下水道整備総合計画（流総計画）

県内各所にある水質環境基準を保全もしくは達成するため、嶺北地方における「九頭竜川流総計画」と嶺南地方の「若狭湾流総計画」の2つの流総計画があります。

都道府県構想

令和元年7月に、未整備地区における污水处理施設の早期概成や、既整備地区の効果的な改築・運営管理を目指した今後の各市町の污水处理施設整備について取りまとめた「福井県内の污水处理施設整備の現状と見通し2019」を策定しています。

下水汚泥処理計画

下水道の普及拡大に伴い年々増加する下水汚泥を自然環境への負荷を低減し有効な資源として利活用するため、平成15年3月に「福井県下水汚泥処理総合計画」を策定しています。

広域化・共同化計画

污水处理施設の事業運営は、人口減少に伴う使用料収入の減少や、職員数の減少、施設老朽化に伴う大量更新期の到来等により、その経営環境は厳しさを増していることから、より一層の効率的な事業運営を行うため、令和5年3月に「福井県污水处理広域化・共同化計画」を策定しています。

8. 災害対応力の強化

1) 災害時における下水道施設の復旧支援協定を締結

近年の広範囲にわたる災害において、県および市町・組合が自らだけでは対応できない場合に、高い技術力と豊富な災害支援の経験を有する下水道関係協会等から支援を受け、施設の早期復旧を図ることを目的とし、**令和2年6月15日に福井県および17市町・1事務組合が一括で災害支援協定を締結**しました。

《協定名および締結先と支援内容》

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」

- ① 公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
- ② 公益社団法人 福井県下水道管路管理業協会

支援内容：下水道管路施設の応急復旧に必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」

- ③ 公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会中部支部
- ④ 一般社団法人 福井県測量設計業協会

支援内容：下水道施設の応急復旧対策検討、災害査定資料作成等

災害時 下水道復旧で協定
管理業協会 県、17市町などと

下水道管の維持管理会社など全国五百六十二社でつくる日本下水道管路管理業協会と県、十七市町、坂井市と永平寺町でつくる五領川公共下水道事務組合などは十五日、災害時に下水道の早期復旧を図る支援協定を締結した。大雨や台風、地震などで下水道に大規模な被害が出た際、各市町は県内外の業者から応援を受けられる。

協会と都道府県の全市町が一括で協定を結ぶのは全国で六道県目。県庁で調印式があり、大槻英治県土木部長と協会の代表者らが協定書を取り交わした。大槻部長は「災害時に一日も早く衛生面の心配がなくなるようお願いしたい」と述べた。

管内では二〇〇四（平成十六）年の福井豪雨で、福井市の下水道施設に被害があった。昨年は台風19号で長野県など各地で下水道に

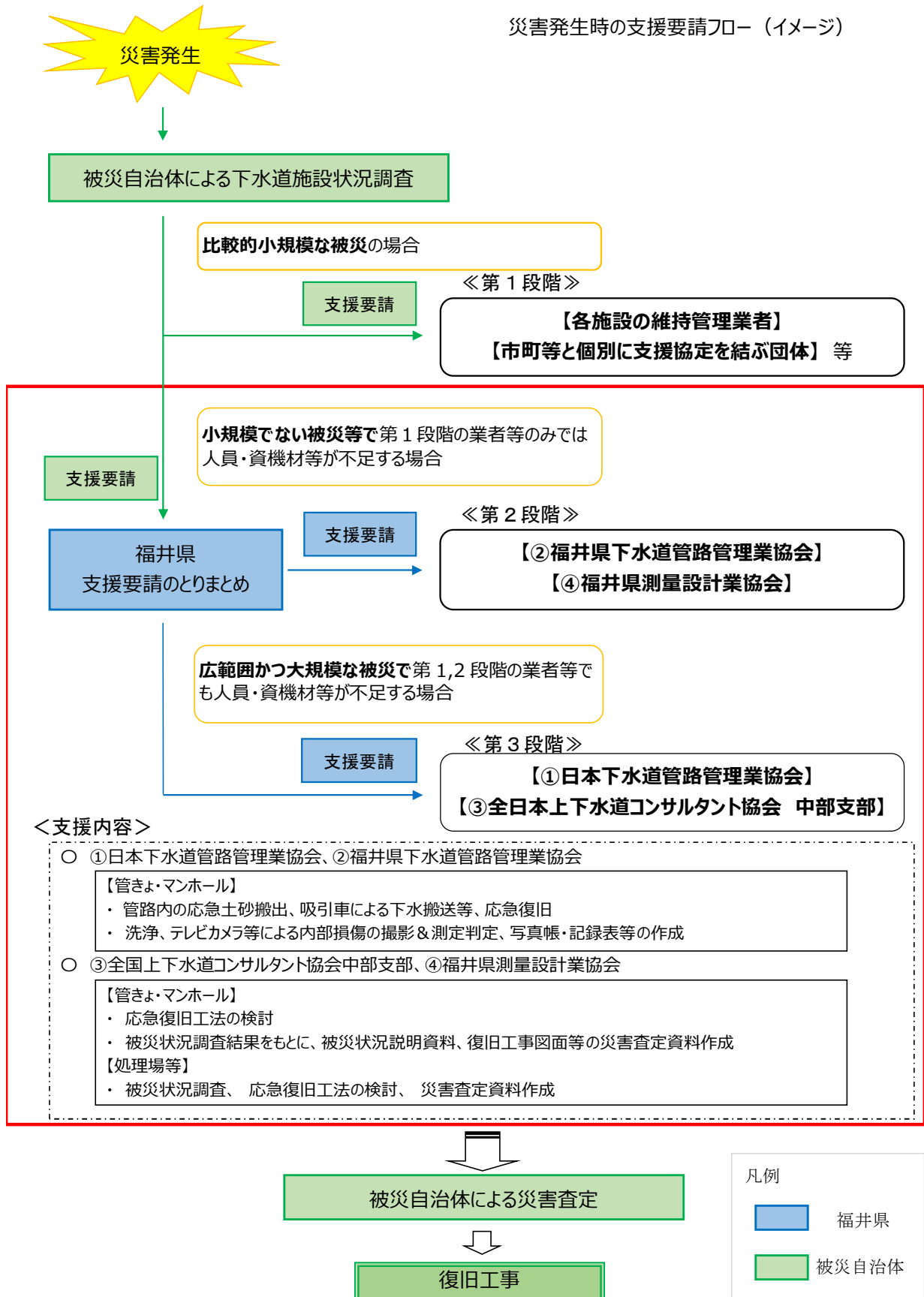
甚大な被害が出た。小規模な被害なら市町と地元の業者などで対応。人員や機材が不足すれば、協定に基づき、県内十五社でつくる県下水道管路管理業協会と、測量会社など四十社でつくる県測量設計業協会に支援を要請する。

さらに大規模な被害の場合は日本下水道管路管理業協会と、三十一社が加盟する全国上下水道コンサルタント協会中部支部に県外からの応援を求める。

（今井智文）

令和2年6月16日（火）
県民福井 掲載記事

災害発生時の支援要請フロー（イメージ）



2) 下水道災害時合同防災訓練の実施

「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づく訓練を実施しました。

(1) 情報連絡訓練 (令和5年11月2日(木) 9:00~11:45)

県内で地震災害が発生し複数の自治体が被災する想定で、県内の他自治体と協定締結団体に支援要請をする情報連絡訓練を実施しました。

3) 能登半島地震の対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、福井県内では、あわら市で下水道施設の被害がありました。石川県へは、1月8日から下水道管渠被害調査のため、福井県職員および県内市町等の職員を派遣しました。



下水道施設の被害【あわら市】



石川県派遣の出発式【福井県庁】



下水道管渠の一次調査【石川県津幡町】

9. 下水道PR活動

9月10日は「下水道の日」

「下水道の日」は、昭和36年、著しく遅れている下水道の全国的な普及を図る必要があることから、このアピールを全国的に展開するため、「全国下水道促進デー」として始まりました。

21世紀のスタートにあたる平成13年、旧下水道法が制定された明治33年から100年を迎え、その記念行事が行われたことなどから、より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。

「下水道の日」が9月10日と定められたのは、下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、立春から数えて220日目にあたり、台風シーズンであるこの日が適当であるとされたことによります。

下水道事業について、県民の理解と協力を得ることを目的に下記のような啓発活動を実施しています。

(1) 下水道パネル展

使った水がどうやってきれいになるのか紹介する「下水道のしくみ」、雨が降った時の下水道の役割をアニメ風に紹介する「キャプテン・ゲスイの冒険」、県内の「マンホールカード」のパネル、福井市と勝山市の“デザインマンホール”を展示しました。

1. 県庁ホール（県庁1階）
2. 福井県立図書館 エントランス

令和5年8月21日（月）～8月24日（木）

令和5年8月25日（金）～8月31日（木）



下水道パネル展【福井県立図書館】



展示物（デザインマンホール）

(2) 各種イベント

【福井市】

「福井市上下水道展～暮らしをささえる めぐる水～」令和5年7月17日（月）

上下水道が「きれいな水の循環」に対して果たしている重要な役割や仕組みなどを楽しみながら学んでもらうイベントを実施しました。



上下水道のお仕事体験

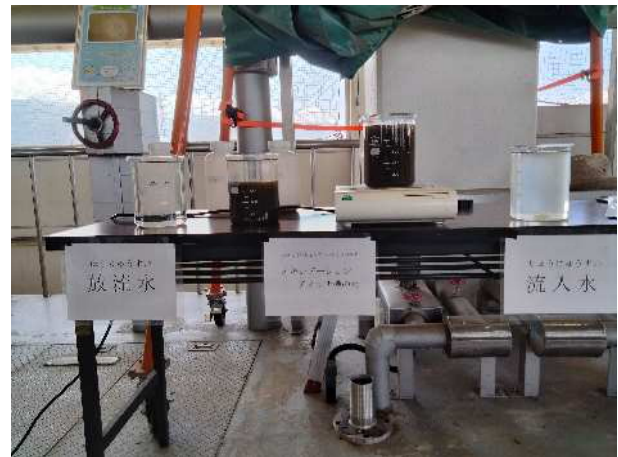


うちわの塗り絵

【大野市】

「汚水処理施設見学・啓発イベント」令和5年8月20日（日）

汚水処理施設の見学と水が汚れる過程を学ぶイベントを親子向けに行いました。



汚水処理施設の見学（微生物の役割や処理設備の仕組みの説明）

(3) 下水道マンホールカードの配布

県内6自治体において、下水道のデザインマンホールをカード化した、マンホールカードを無料配布しています。

(マンホールカード配布自治体：福井市、敦賀市、大野市、勝山市、越前市、高浜町)

【福井市】

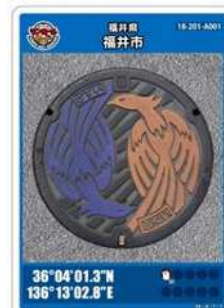
福井市企業局上下水道経営部 経営管理課 (企業局庁舎 3階)

福井市大手 3-13-1

電話 0776-20-5615

平日の 8:30~17:15 に配布します。

ただし、年末年始はお休みです。

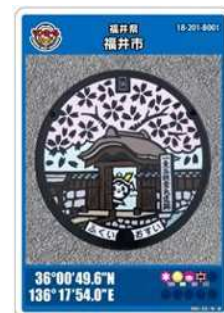


【福井市】

福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の南側チケット売り場

電話 0776-41-2330

9:00~16:30 に配布します。ただし、年末年始はお休みです。



【勝山市】

長尾山総合公園管理事務所 (勝山恐竜の森内チャマゴンランド)

電話 0779-88-8777

9:00~17:00 に配布します。ただし、年末年始はお休みです。



【大野市】

本願清水イトヨの里 福井県大野市糸魚町 8-44

電話 0779-65-5104

9:00~17:00 に配布します。

ただし、月曜日、国民の祝日の翌日、

年末年始はお休みです。



【越前市】

越前和紙の里卯立の工芸館 越前市新在家町 9-21-2
電話 0778-43-7800
9:00~17:00 に配布します。
ただし、火曜日、年末年始はお休みです。



【敦賀市】

敦賀鉄道資料館 敦賀市港町 1-25
電話 0770-21-0056
9:00~17:00 に配布します。ただし、水曜日
(祝日の場合は翌平日)、年末年始はお休みです。



【敦賀市】

人道の港敦賀ムゼウム 敦賀市金ヶ崎町 23-1
電話 0770-37-1035
9:00~16:30 に配布します。ただし、水曜日
(祝日の場合は翌平日)、年末年始はお休みです。



【高浜町】

高浜町上下水道お客様センター
(高浜町上水道センター2階) 高浜町東三松 34-3-1
電話 0770-72-3611
9:00~17:00 に配布します。

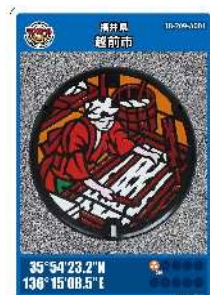
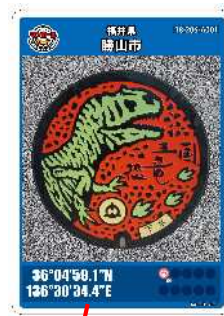


※新型コロナウイルスの影響によって、配布中止をしている場合があります。
最新の情報を確認してください

【自治体 HP リンク先 一覧】

- 福井市 : <http://www.city.fukui.lg.jp/kurasi/gesui/gesuiproject/mcard.html>
- 敦賀市 : https://www.city.tsuruga.lg.jp/about_city/news_from_division/suidobu/gesuido/manho-rucard_haifu.html
- 大野市 : http://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/gesui/gesuidojigyo/manhole_card.html
- 勝山市 : <https://www.city.katsuyama.fukui.jp/soshiki/17/324.html>
- 越前市 : <https://www.city.echizen.lg.jp/office/070/080050/manhole.html>
- 高浜町 : <https://www.town.takahama.fukui.jp/page/jyousuidou/p006274.html>

<マンホールカード配布場所位置図>



10. 資料

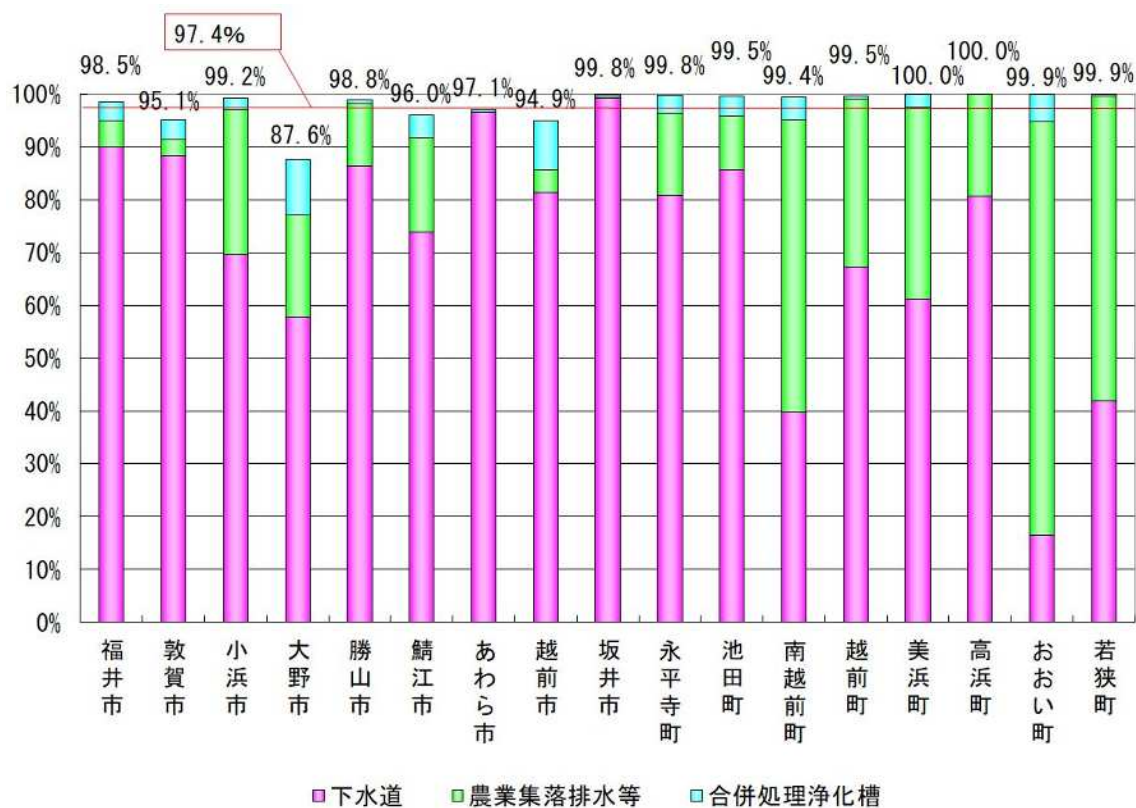
(1) 県内市町別の汚水処理人口・下水道処理人口普及率（令和4年度末）

汚水処理人口普及率は、行政人口に占める下水道、集落排水、合併処理浄化槽の各汚水処理施設の利用可能な人口の割合を示したものです。

下水道処理人口普及率は、行政人口に占める下水道の利用可能な人口の割合を示したものです。

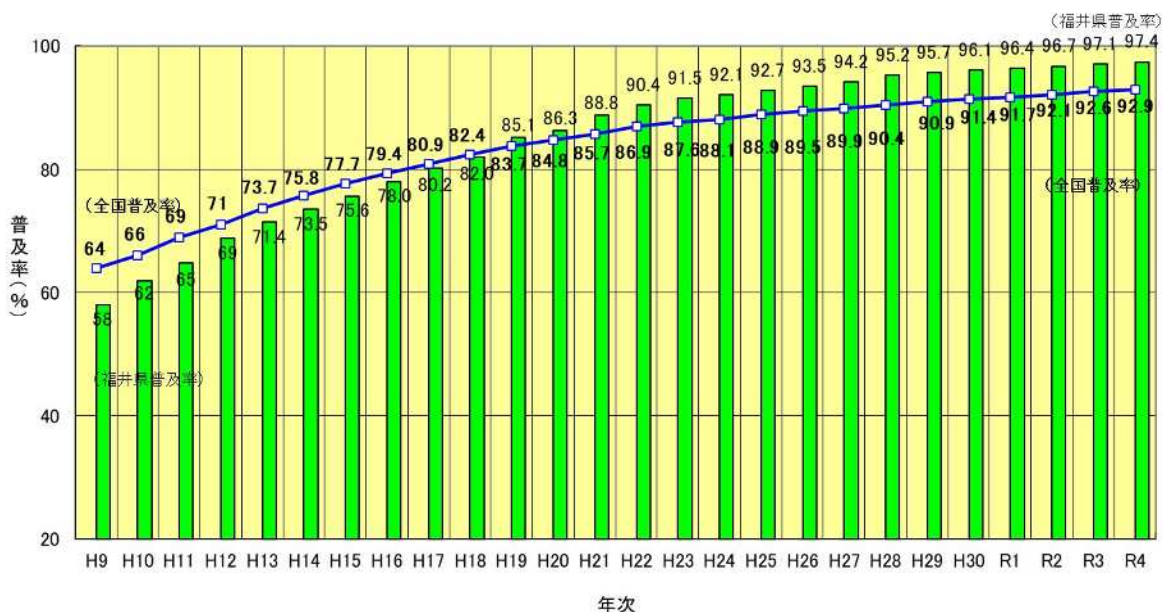
表－1 市町別の汚水処理人口普及率

市町名	総人口 R5.3.31現在	汚水処理 人口	汚水処理 人口普及率	下水道		農業集落 排水施設等		合併処理 浄化槽		うち	うち	うち	コミュニティ プラント	
										浄化槽市町 村整備推進 事業等分	浄化槽設置 整備事業分	左記以外分	(人)	(%)
				(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)		
福井市	256,435	252,544	98.5%	230,791	90.0%	12,419	4.8%	9,334	3.6%	381	7,549	1,404	0	0.0
敦賀市	63,068	60,002	95.1%	55,662	88.3%	1,942	3.1%	2,398	3.8%	0	2,398	0	0	0.0
小浜市	28,189	27,953	99.2%	19,607	69.6%	7,778	27.6%	568	2.0%	0	413	155	0	0.0
大野市	30,767	26,959	87.6%	17,799	57.9%	5,900	19.2%	3,260	10.6%	19	2,621	620	0	0.0
勝山市	21,698	21,430	98.8%	18,725	86.3%	2,564	11.8%	141	0.6%	0	141	0	0	0.0
鯖江市	68,646	65,882	96.0%	50,751	73.9%	12,164	17.7%	2,967	4.3%	481	2,486	0	0	0.0
あわら市	26,725	25,937	97.1%	25,780	96.5%	0	0.0%	157	0.6%	0	10	147	0	0.0
越前市	80,337	76,252	94.9%	65,312	81.3%	3,488	4.3%	7,452	9.3%	1,152	6,267	33	0	0.0
坂井市	89,102	88,953	99.8%	88,446	99.3%	275	0.3%	232	0.3%	0	0	232	0	0.0
永平寺町	17,962	17,929	99.8%	14,522	80.8%	2,795	15.6%	612	3.4%	0	0	612	0	0.0
池田町	2,295	2,283	99.5%	1,967	85.7%	234	10.2%	82	3.6%	82	0	0	0	0.0
南越前町	9,763	9,709	99.4%	3,884	39.8%	5,400	55.3%	425	4.4%	59	361	5	0	0.0
越前町	20,229	20,125	99.5%	13,614	67.3%	6,422	31.7%	89	0.4%	0	59	30	0	0.0
美浜町	8,936	8,936	100.0%	5,478	61.3%	3,221	36.0%	237	2.7%	62	0	175	0	0.0
高浜町	9,783	9,781	100.0%	7,884	80.6%	1,896	19.4%	1	0.0%	0	1	0	0	0.0
おおい町	7,823	7,819	99.9%	1,284	16.4%	6,128	78.3%	407	5.2%	17	0	390	0	0.0
若狭町	13,751	13,733	99.9%	5,765	41.9%	7,915	57.6%	53	0.4%	0	33	20	0	0.0
福井県計	755,509	736,227	97.4%	627,271	83.0%	80,541	10.7%	28,415	3.8%	2,253	22,339	3,823	0	0.0

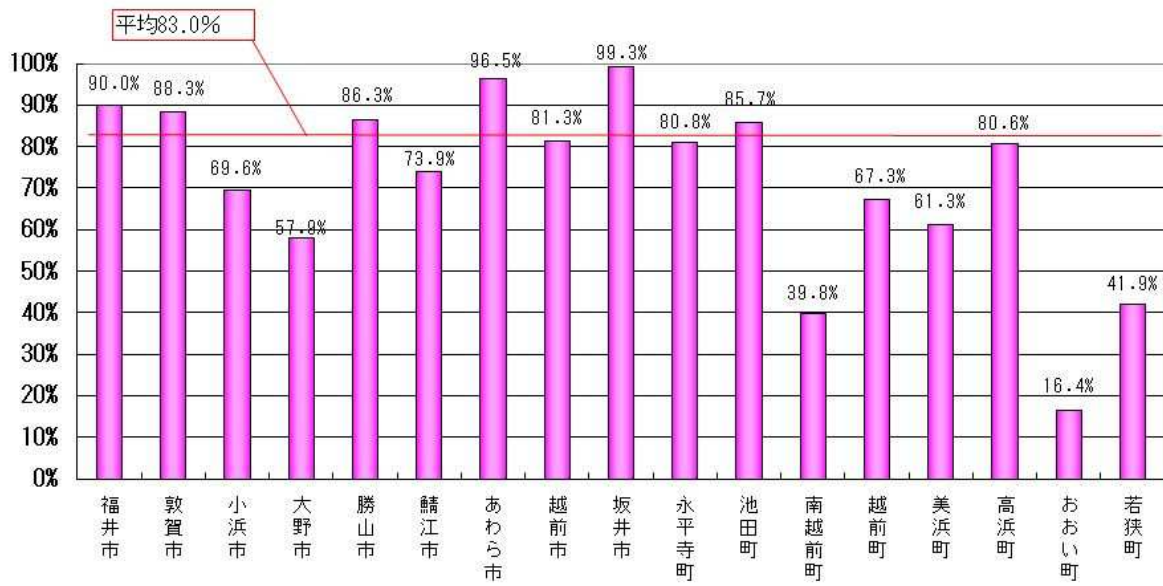


污水処理人口普及率は、行政人口に占める下水道、集落排水、合併処理浄化槽の各污水処理施設の利用可能な人口の割合を示したものです。

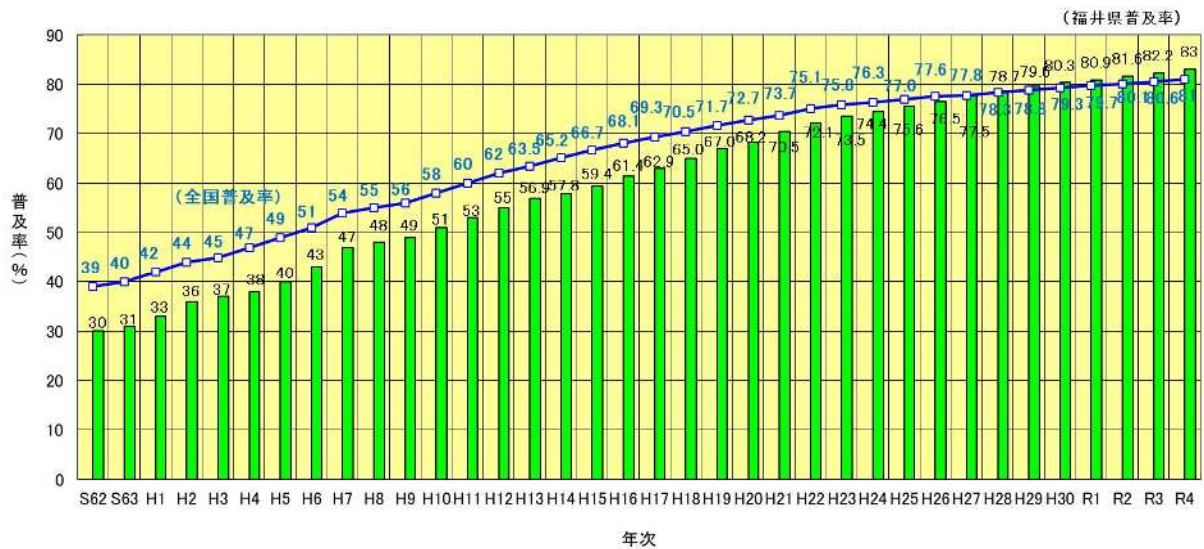
図一 1 県内市町別の污水処理人口普及率（令和4年度末）



図一 2 污水処理人口普及率の推移（令和4年度末の普及率：全国9位）



図－3 県内市町別の下水道処理人口普及率（令和4年度末）



図－4 下水道処理人口普及率の推移（令和4年度末の普及率：全国14位）

(2) 福井県の下水汚泥リサイクル率（令和4年度末）

表－2 各処理場の下水汚泥リサイクル率（県84.5%）

市 町 名	処 理 場 名	汚 泥 量							下 水 汚 泥 リ サ イ ク ル 率
		含 水 率 (%)	脱 水 ケ ー キ (t)			DSt換算 (t)			
			全 量 (t)	埋 立 処 分 (t)	有 効 利 用 (t)	全 量 (t)	埋 立 処 分 (t)	有 効 利 用 (t)	
県	九頭竜川浄化センター	79.1%	5,480.7	0.0	5,480.7	1,145.5	0.0	1,145.5	100.0%
県	テカポト浄化センター	77.8%	1,699.5	91.2	1,608.3	377.2	20.2	357.0	94.6%
福井市	境浄化センター	日野川浄化センターに送泥							
	日野川浄化センター	78.9%	10,427.2	1,266.4	9,160.9	2,200.1	267.2	1,932.9	
	鷹巣浄化センター	82.7%	128.4	82.8	45.6	22.2	14.3	7.9	
	清水東部環境センター	82.5%	166.3	166.3	0.0	29.1	29.1	0.0	
	清水西部環境センター	82.2%	167.6	167.6	0.0	29.8	29.8	0.0	
	美山浄化センター	80.9%	94.2	0.0	94.2	18.0	0.0	18.0	
	小 計		10,983.7	1,683.0	9,300.7	2,299.2	340.4	1,958.8	84.7%
敦賀市	天筒浄化センター	74.6%	5,316.3	0.0	5,316.3	1,350.3	0.0	1,350.3	100.0%
小浜市	小浜浄化センター	73.8%	1,406.5	0.0	1,406.5	368.5	0.0	368.5	100.0%
大野市	大野市下水処理センター	80.1%	582.6	0.0	582.6	115.8	0.0	115.8	100.0%
勝山市	勝山浄化センター	82.4%	1,138.8	0.0	1,138.8	200.4	0.0	200.4	100.0%
鯖江市	鯖江環境衛生センター	79.4%	2,715.0	2,715.0	0.0	559.3	559.3	0.0	
	東工汚水処理場	77.3%	477.2	477.2	0.0	108.3	108.3	0.0	
		77.3%	510.5	0.0	510.5	115.9	0.0	115.9	
小 計		3,702.7	3,192.2	510.5	783.5	667.6	115.9	13.8%	
越前市	家久浄化センター	77.3%	1,309.3	0.0	1,309.3	297.2	0.0	297.2	
	水循環センター	81.0%	625.2	0.0	625.2	118.6	0.0	118.6	
	今立浄化センター	80.8%	74.0	0.0	74.0	14.2	0.0	14.2	
	小 計		2,008.5	0.0	2,008.5	430.0	0.0	430.0	100.0%
永平寺町	中央浄化センター	84.0%	123.3	2.3	121.0	19.8	0.4	19.4	
	小 計		123.3	2.3	121.0	19.8	0.4	19.4	98.1%
池田町	池田水処理センター	83.4%	146.4	146.4	0.0	24.3	24.3	0.0	0.0%
南越前町	南条浄化センター	85.9%	219.5	0.0	219.5	30.9	0.0	30.9	
	河野浄化センター	82.3%	59.3	0.0	59.3	10.5	0.0	10.5	
	小 計		278.8	0.0	278.8	41.4	0.0	41.4	100.0%
越前町	朝日浄化センター	82.7%	291.6	291.6	0.0	50.4	50.4	0.0	
	宮崎浄化センター	84.1%	5.5	5.5	0.0	0.9	0.9	0.0	
	織田浄化センター	85.2%	188.6	188.6	0.0	28.0	28.0	0.0	
	小 計		485.7	485.7	0.0	79.3	79.3	0.0	0.0%
美浜町	美浜町浄化センター	83.8%	389.3	0.0	389.3	63.1	0.0	63.1	100.0%
高浜町	高浜町せらぎランド	76.0%	585.2	0.0	585.2	140.4	0.0	140.4	100.0%
おおい町	名田庄東部浄化センター	85.0%	430.0	0.0	430.0	64.5	0.0	64.5	100.0%
若狭町	三方浄化センター	87.0%	298.8	0.0	298.8	38.8	0.0	38.8	
	海越浄化センター		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	三宅浄化センター	86.5%	133.4	0.0	133.4	18.0	0.0	18.0	
	熊川浄化センター		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	小 計		432.2	0.0	432.2	56.8	0.0	56.8	100.0%
五領川公共下水道事務組合	五領川浄化センター	68.4%	962.0	0.0	962.0	304.0	0.0	304.0	100.0%
計	平均	78.2%	36,152.0	5,600.8	30,551.2	7,864.0	1,132.2	6,731.8	84.5%

(3) 福井県内の下水道事業の概要

(公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道)

令和5年12月末現在

自治体名	事業名	処理場名	排除方式	上段 処理方式 下段 処理開始年	都市計画決定 告示日 都市計画事業 認可日	都市計画 事業認可 工期 (年度)	下水道法 事業計画 協議 完了日	全体計画			事業計画		事業計画 処理能力 現有処理能力 (日最大 m ³ /日)	現有池数 / 事業計画池数	下水道法 事業計画 工期 (年度)	事業着手 年度 (事業着手 年月)
								計画人口	計画面積	計画処理能力 (日最大 m ³ /日)	計画人口	計画面積				
								人	ha	m ³ /日	人	ha				
福井市	公共	境浄化センター	合流	標準活性 S34.4	R2.3.16 R2.8.18		R5.12.4	41,960	852.0	23,800	47,860	852.0	23,800 23,800	17ヶ 4/4		S23 (S23.4)
	公共	日野川浄化 センター	分流 合流	標準活性 S60.10	R2.3.16 R2.8.18	S23-R7	R5.12.4	157,450	4,352.0	128,800	160,500	4,174.0	128,800 128,800	17ヶ 20/20	S23-R7	S55 (S55.7)
	公共	流域下水道関連 (福井第1~3処理分区)	分流	流域 S62.6	R3.3.16 R3.3.23	S58-R7	R3.3.23	20,650	679.0	76,200	19,970	679.0	76,200	九頭竜川浄化 センター	S58-R7	S58 (S58.10)
	特環	鷹巣浄化センター (鷹巣・国見)	分流	O D H10.4	—	—	R2.4.24	1,580	107.0	1,100	2,390	107.0	2,300	1/1	H4-R6	H4 (H4.11)
	特環	美山 浄化センター	分流	O D H20.6	—	—	R2.4.24	930	62.0	500	1,240	54.0	600 600	2/2	H9-R7	H4 (H15.12)
	公共	清水東部 環境センター	分流	O D S48.8.20	R2.3.16 R2.8.18	S46-H36	H30.11.14	2,610	146.0	1,500	3,430	146.0	3,100 3,100	3/3	S46-H36	S46 (S46.4)
	特環	清水西部 環境センター	分流	O D H 6.3.31	—	—	R2.4.24	2,660	96.0	1,800	2,950	96.0	1,970 1,970	1/1	S62-R6	S62 (S62.10)
	計							0	0	0	0	0	160,570 160,570			
敦賀市	公共	天筒 浄化センター	分流	高度処理 S58.7.1	H14.8.30 R2.2.14	S49-R6	R2.2.14	55,860	2,430.0	39,250	49,410	1,618.0	39,250 37,575	6/7	S49-R6	S49 (S49.10)
小浜市	公共	小浜 浄化センター	分流	標準活性 H 3.3.30	R5.3.24 R5.8.1	S58-R9	R5.8.1	19,600	829.0	11,700	19,200	752.0	11,900 11,900	2/2	S58-R9	S58 (S59.2)
大野市	公共	大野市下水 処理センター	分流	O D H15.4	H30.3.9 H30.3.9	H 8-H37	H30.3.9	20,200	917.5	11,000	21,050	902.8	9,000 6,000	2/3	H 8-H37	H 8 (H8.7)
勝山市	公共	勝山 浄化センター	分流	標準活性 S60.6.1	R5.3.22 R5.3.22	S51-R9	R5.3.22	16,290	1,078.0	14,500	18,110	945.0	14,500 14,200	4/5	S51-R9	S51 (S52.2)
鯖江市	公共	鯖江市環境 衛生センター	分流	標準活性 S58.6.1	H25.2.26 R4.3.22	S49-R10	R4.3.22	52,600	2,494.0	39,000	51,080	2,090.0	39,000	6/6	S49-R10	S49 (S49.10)
	特環	公共関連特環	分流	—	—	H 16-R10	R4.3.22	—	—	—	—	—	—	鯖江市環境 衛生センターへ	H 16-R10	H 17
	特定	東工 汚水処理場	分流	—	H25.2.26 S49.10.3	S40-H10	R4.3.22	—	12.0	8,600	—	12.0	8,600	1/1	S40-R10	S40 (S40.4)
	計							52,600	2,506	47,600	51,080	2,102.0	47,600 47,600			
越前市	公共	家久 浄化センター	分流 合流	標準活性 S55.8	R2.1.31 R2.4.14	S45-R5	R2.3.17	32,100	1,160.0	19,200	34,500	1,130.0	19,200	4/4	S45-R5	S45 (S45.4)
	特環	公共関連特環	分流	—	H11.3.31	H 8-R5	R2.3.17	6,000	212.0	—	6,200	212.0	—	家久へ	H 8-R5	H 8
	公共	水循環 センター	分流	O D H219.9.1	R2.1.31 R2.4.14	H11-R5	R2.3.17	13,000	636.0	6,750	13,000	593.0	6,750 4,500	2/3	H11-R5	H12
	公共	今立 浄化センター	分流	嫌気好氧ろ過法 H17.3.28	R2.1.31 R2.4.14	H12-R5	R2.3.17	5,300	250.0	2,300	5,900	250.0	2,300	4/4	H12-R5	H12 (H12.5)
	計							56,400	2,258.0	28,250	59,600	2,185.0	28,250 26,000			
あわら市	公共	流域下水道関連 (芦原第1~6処理分区)	分流	流域 S59.7.21	H8.3.22 R3.3.23	S54-R7	R3.3.23	—	671.0	—	—	—	—	—	S54-R7	S54 (S55.2)
	公共	流域下水道関連 (金津第1~4処理分区)	分流	流域 S60.10.1	S63.6.29 R3.3.23	S56-R7	R3.3.23	—	831.6	—	—	—	—	—	S56-R7	S56 (S56.6)
坂井市	公共	流域下水道関連 (三園第1~6処理分区)	分流	流域 S57.7.1	H15.7.31 R3.3.23	S48-R7	R3.3.23	—	931.2	—	—	—	—	—	S48-R7	S48 (S48.5)
	公共	流域下水道関連 (丸岡第1~2処理分区)	分流	流域 H 1.1.26	H18.1.31 R3.3.23	S59-R7	R3.3.23	—	1,066.5	—	—	—	—	—	S59-R7	S59 (S59.5)
	公共	流域下水道関連 (春江第1~6処理分区)	分流	流域 S62.4.20	H18.1.31 R3.3.23	S57-R7	R3.3.23	—	723.4	—	—	—	—	—	S57-R7	S57 (S57.5)
	公共	流域下水道関連 (坂井第1~7処理分区)	分流	流域 H 1.4.1	H 8.3.27 R3.3.23	S59-R7	R3.3.23	—	561.1	—	—	—	—	—	S59-R7	S59 (S59.12)

自治体名	事業名	処理場名	排除方式	上段 処理方式 下段 処理開始年	都市計画決定	都市計画	下水道法	全体計画				事業計画		事業計画 処理能力 ／ 現有処理能力 (日最大 m ³ /日)	現有池数 ／ 事業計画池数	下水道法 事業計画 工期 (年度)	事業着手 年度 (事業着手 年月)		
					表示日	事業認可 工期 (年度)	事業計画 協議 完了日	計画人口		計画処理能力 (日最大 m ³ /日)		計画人口						計画面積	
					都市計画事業 認可日	工 期 (年度)	完了日	人	ha	人	ha	人	ha					人	ha
五領川 処理区	公共 坂井市	五領川	分流	標準活性	H 2. 8.24	S53-R7		1,440		1,440			1,440		3/3	S53-R7	S53 (S54.2)		
	公共 永平寺町	浄化センター		S58. 4.1	R3. 3.23		3,210	162.0	1,784	3,325	159.0	1,851							
	公共 永平寺町	浄化センター					5,240		5,240			1,759							
	計						1,950	143.7	1,688	2,055	117.3	小計 3,610							
	計						6,680		6,680			永平寺4,625							
公共 永平寺町	五領川浄化センター	分流	標準活性	H 3.11.26	H 4-H35		5,160	305.7	3,472	5,380	276.3	8,235		H 4-R7	H 4 (H4.11)				
五領川浄化センター計							R3.3.23	7,800	226.2	4,501	7,990	214.1	8,300						
永平寺町	特環	志保 浄化センター															H31.3 統合		
	特環	中央 浄化センター	分流	回転生物接触	H30.11.14								3,520		S53-R7	S55			
	計			S62.4.10	R3.3.23		3,890	186.0	2,721	4,690	186.0	3,520	2/2						
美浜町	公共	美浜町 浄化センター	分流	O D	H 6. 3. 4	H 1-H22		1,810			1,240	4,000			H 1-R9	H 1 (H2.3)			
池田町	特環	池田水処理 センター	分流	O D	H 7. 4.1	H16.9.7		5,700	362.6	3,700	5,790	332.7	4,000	2/2		H 5-H37	H 5 (H5.11)		
南越前町	特環	南条 浄化センター	分流	POD	—	—		1,100			1,100		1,640			H 5-H37	H 5 (H5.11)		
	特環	河野 浄化センター	分流	O D	—	—		2,040	127.0	1,640	2,135	127.0	1,640	2/2					
	計			H11. 3.31	—	H31. 3.26		3,890	186.0	2,721	4,690	186.0	3,520						
越前町	公共	朝日 浄化センター	分流	標準活性	R4.4.12	S53-R 7		1,810			1,240	4,000			H 1-R9	H 1 (H2.3)			
	特環	公共関連特環	分流	S61. 3.1	R4.3.28		5,700	362.6	3,700	5,790	332.7	4,000	2/2		H 5-H37	H 5 (H5.11)			
	公共	織田 浄化センター	分流	O D	R4.4.12	H 1-R 7		1,100			1,100		1,640			H 5-H37	H 5 (H5.11)		
	特環	公共関連特環	分流	H 6.10.25	R4.3.28		2,040	127.0	1,640	2,135	127.0	1,640	2/2						
	特環	宮崎 浄化センター	分流	O D	R4.4.12	S59-R 7		3,850			3,490		1,840			H 7-H14	H 7 (H7.6)		
計				H12. 3.31	—	H30.11.14		2,150	38.6	1,840	2,150	38.6	1,840	1/1					
高浜町	公共	朝日 浄化センター	分流	標準活性	R4.4.12	S53-R 7		5,850	125.6	3,220	5,850	125.6	3,220			S53-R 7	S53 (S53.11)		
	特環	公共関連特環	分流	S61. 3.1	R4.3.28		5,033	432.0	6,000	6,537	429.0	6,000	3/4		H 24-R7	H 24			
	公共	織田 浄化センター	分流	O D	R4.4.12	H 1-R 7		1,446	92.0	—	710	33.0	—	朝日へ		H 1-R 7	S63 (H1.2)		
	特環	公共関連特環	分流	H 26. 4. 1	—	—		1,745	187.0	3,600	2,383	187.0	2,400	2/3		H 6-R 7	H 6		
	特環	宮崎 浄化センター	分流	O D	R4.4.12	S59-R 7		2,643	181.0	—	2,548	141.0	—	織田へ		H 59-R 7	S59 (S59.12)		
計				H 1. 4. 1	R4.3.28		—	—	930	—	—	930	2/2						
高浜町	公共	高浜町せいらぎ ランド	分流	標準活性好氧式	H25. 3.15	H5-R11		10,867	892	10,530	12,178	790	7,830			H5-R11	H 5 (H5.9)		
おおい町	特環	名田庄東部 浄化センター	分流	O D	H11. 4.1	—		7,500	462.0	5,700	7,500	462.0	5,700	3/3		H 5-R8	H 5 (H6.2)		
若狭町	特環	三方 浄化センター	分流	凝集剤添加OD	H10.4.21	—		1,380	81.0	670	1,200	53.0	580			H 5-R8	H 5 (H5.12)		
	特環	三宅 浄化センター	分流	POD	H10.4.21	—		4,200	103.0	2,600	4,200	103.0	2,600	2/2		H 5-R8	H 5 (H5.12)		
	特環	熊川 浄化センター	分流	POD	H10.4.21	—		2,510	114.0	1,200	2,510	114.0	1,200	2/2		H 5-R8	H 5 (H5.12)		
	簡易な 公共下水道	海越 浄化センター	分流	膜分離活性	H 9. 4.1	—		890	24.0	400	890	24.0	400	1/1		H 5-R8	H 5 (H5.12)		
	計				H19. 4.1	—		270			270		230	1/1		H15-R8	H15 (H15.12)		
九頭竜川 流域下水道	流域	九頭竜川 浄化センター	分流	標準活性	H15.12. 5	S52-R7		21,290			21,290		76,200			S52-R7	S52		
福井臨海 特定公共下水道	特定	テクノポート福井 浄化センター	分流	S57.7.1	R3.9		124,530	5,463.8	76,200	128,150	5,463.8	76,200	8/8		S48-R7	S48 (S48.10)			
県 計					H 5.12.1	R2.2.10		4,800	842.0	27,000	4,440	776.0	27,000	8/8					
								59,380	—	21,262	79,740	—	663,778						
								642,304	30,727	710,296	768,140	28,915	633,933						

(4) 福井県における下水道の歴史

本県の下水道事業は、昭和23年（1948年）に初めて福井市において公共下水道事業が始まり、昭和34年（1959年）に供用開始しています。令和4年（2022年）度12月末現在、県内全ての市町で下水道が整備され、供用を開始しています。

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
1948（昭和23年）		・県内で初めて、福井市が公共下水道事業に着手する。〔4月〕
1959（昭和34年）		・福井市が公共下水道事業で境浄化センターを供用開始する。〔4月〕
1970（昭和45年）		・武生市が公共下水道事業に着手する。〔4月〕
1971（昭和46年）		・清水町が公共下水道事業に着手する。〔4月〕
1973（昭和48年）	・福井臨海工業地帯（テクノポート福井）で、特定公共下水道事業に着手する。〔10月〕	・三国町が公共下水道事業に着手する。〔5月〕
1974（昭和49年）		・敦賀市、鯖江市が公共下水道事業に着手する。〔10月〕
1977（昭和52年）		・勝山市が公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1978（昭和53年）	・九頭竜川流域下水道事業に着手する。〔2月〕 （福井市、三国町、芦原町、金津町、丸岡町、春江町、坂井町）	・永平寺町が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔4月〕 ・朝日町が公共下水道事業に着手する。〔11月〕
1979（昭和54年）	・北川・南川流域別下水道整備総合計画について大臣同意を得る。〔5月〕	・五領川公共下水道事務組合（丸岡町、松岡町）が設立され、公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1980（昭和55年）		・芦原町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1981（昭和56年）	・九頭竜川流域別下水道整備総合計画について大臣承認を得る。〔9月〕	・金津町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔6月〕
1982（昭和57年）	・（財）福井県下水道公社が設立される。〔6月〕 ・九頭竜川流域下水道事業で九頭竜川浄化センターが供用開始する。〔7月〕	・春江町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔5月〕
1984（昭和59年）		・小浜市が公共下水道事業に着手する。〔2月〕 ・丸岡町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔5月〕 ・坂井町が流域関連公共下水道事業に着手する。〔12月〕 ・宮崎村が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔12月〕
1988（昭和63年）		・南条町が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔10月〕
1989（平成元年）		・織田町が公共下水道事業に着手する。〔2月〕
1990（平成2年）		・美浜町が公共下水道事業に着手する。〔3月〕
1992（平成4年）		・松岡町が公共下水道事業に着手する。〔11月〕

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
1993 (平成 5年)		<ul style="list-style-type: none"> ・高浜町が公共下水道事業に着手する。〔9月〕 ・三方町、上中町が特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔12月〕 ・池田町で、過疎代行下水道事業に着手する。〔11月〕 (～H11まで)
1994 (平成 6年)	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域別下水道整備総合計画 (第1回変更) について大臣承認を得る。〔1月〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・名田庄村で、過疎代行下水道事業に着手する。〔2月〕 (～H12まで)
1995 (平成 7年)		<ul style="list-style-type: none"> ・河野村で、過疎代行下水道事業に着手する。〔6月〕 (～H12まで)
1996 (平成 8年)	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域下水道事業に北潟湖流域が編入される。〔8月〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・大野市が公共下水道事業に着手する。〔7月〕
1997 (平成 9年)		<ul style="list-style-type: none"> ・美山町がフレックスプランで特定環境保全公共下水道事業に着手する。〔12月〕
1998 (平成10年)	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県下水道整備構想を策定する。〔2月〕 ・若狭湾流域別下水道整備総合計画について大臣同意を得る。〔10月〕 	
1999 (平成11年)		<ul style="list-style-type: none"> ・県内で初めて高浜町で、高度処理の処理場が供用開始する。〔4月〕 
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> 性能評価のモデル事業となった移動式脱水汚泥乾燥車 (おおい町：旧名田庄村) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今立町が公共下水道事業に着手する。〔5月〕 ・汚泥処理施設共同整備事業 (MICS) により、名田庄村が移動式汚泥脱水乾燥車の整備に着手する。〔10月〕
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> ・特定下水道施設共同整備事業 (スクラム) で、美浜町と三方町がゴミとの混焼施設建設に着手する。〔5月〕
2002 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域別下水道整備総合計画 (第2回変更) について大臣承認を得る。〔1月〕 ・福井県汚水処理施設整備構想を策定する。〔3月〕 ・福井県下水汚泥処理総合計画を策定する。〔3月〕 	
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域関連市町の芦原町、金津町が合併によりあわら市となる。〔3月〕 ・福井豪雨により、下水道施設に多大な被害が発生する。(福井市、鯖江市等) 〔7月〕
2005 (平成17年)		<ul style="list-style-type: none"> ・南条町、今庄町、河野村が合併により南越前町となる。〔1月〕 ・朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併により越前町となる。〔2月〕 ・上中町、三方町が合併により若狭町となる。〔3月〕 ・武生市、今立町が合併により越前市となる。〔10月〕 ・大野市、和泉村が合併により大野市となる。〔11月〕

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・福井市、美山町、清水町、越廼村が合併により福井市となる。〔2月〕 ・松岡町、永平寺町、上志比村が合併により永平寺町となる。〔2月〕 ・大飯町、名田庄村が合併によりおおい町となる。〔3月〕 ・三国町、丸岡町、春江町、坂井町が合併により坂井市となる。〔3月〕 ・福井市下水道総合浸水対策緊急計画について大臣同意を得る。〔8月〕
2008 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域下水道事業の再評価を実施し、全体計画を11系列から9系列に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市下水道総合浸水対策（月見・みのり地区）が完成。〔3月〕 ・鯖江市下水道総合浸水対策緊急計画（東工地区）について大臣同意を得る。〔3月〕 ・福井市合流改善計画について大臣同意を得る。〔3月〕
2009 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・越前市水循環センター一部供用〔9月〕 ・越前市合流改善計画について大臣同意を得る。〔3月〕
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・新・福井県汚水処理施設整備構想を策定する。〔3月〕 	
2012 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県下水道公社が財団法人から公益財団法人に移行する。〔4月〕 ・九頭竜川流域下水道事業において消化ガス発電施設の整備に着手する。〔7月〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥処理施設共同整備事業（MICS）により、福井市が消化ガス発電施設の整備に着手する。〔11月〕
2013 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域下水道事業において消化ガス発電施設の供用を開始する。〔3月〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥処理施設共同整備事業（MICS）により、福井市が消化ガス発電施設の供用を開始する。〔3月〕 
2014 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域下水道事業において水処理施設第8系列の供用を開始する。〔10月〕 	
2015 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川流域下水道事業において全体計画を9系列から8系列に変更し、実質的な施設整備が完了する。〔2月〕 	
2019 (令和元年)	<ul style="list-style-type: none"> ・福井県内の汚水処理施設整備の現状と見通し（2019）を策定する。〔7月〕 	
2020 (令和2年)		<ul style="list-style-type: none"> ・福井市が個別補助事業（加茂河原ポンプ場大規模雨水処理施設整備事業）に着手する。〔4月〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」・「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」を福井県および17市町・1事務組合が一括で締結。〔6月〕 	

年 度	福 井 県	市 町 村 ・ 組 合
2022（令和4年）		<ul style="list-style-type: none"> ・福井市が個別補助事業（足羽ポンプ場大規模雨水処理施設整備事業）に着手する。〔4月〕 ・敦賀市が個別補助事業（松島ポンプ場大規模雨水処理施設整備事業）に着手する。〔4月〕
	<ul style="list-style-type: none"> ・「福井県汚水処理広域化・共同化計画」を策定する。〔3月〕 	



福井県土木部河川課

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

TEL : 0776-21-1111 (内線 3474・下水道整備・管理グループ)

0776-20-0503 (ダイヤルン・下水道整備・管理グループ)

E-mail: gesuidou@pref.fukui.lg.jp

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kasen/>

令和6年3月
